（東京航空局長）国土交通事務官　野間　清二
（大臣官房審議官）国土交通技官　廣瀬　輝
（同）国土交通事務官　石井喜三郎
（同）国土交通技官　小川　冨由
（北海道局総務課長）国土交通事務官　伊澤　透
（大臣官房付）同　大島　宏志
（港湾局総務課長）同　鈴木　章文
（国土交通大学校教授）同　音瀬　均
（海事局総務課長）同　蒲生　猛
（総合政策局情報政策課長）同　遠藤　誠之
（国土計画局首都機能移転企画課長）同　岩本　千樹
（都市・地域整備局総務課長）同　大藤　朗
（鉄道局総務課長）同　濱　勝俊
（東北運輸局企画観光部長）国土交通技官　有田　幸司
（政策統括官付政策評価官）国土交通事務官　竹田　聡
（国土交通大学校教授）同　鈴木　庸夫
（北海道開発局札幌開発建設部長）国土交通技官　川村　和幸
（関東運輸局海上安全環境部長）同　小竹　壽朗
（九州運輸局次長）同　岸本　高彦
辞職を承認する（各通）
（文部科学省大臣官房審議官）　寺西　達弥
文部科学事務官
国土交通事務官（大臣官房付）に転任させる
辞職を承認する
（日本貨物鉄道株式会社ロジスティクス本部副本部長）　飯塚　裕
国土交通事務官（大臣官房付）に採用する
辞職を承認する
（九州運輸局企画観光部長）国土交通事務官　山口　一朗
（中国運輸局交通環境部長）同　余米　紀彦
大臣官房付に転任させる
辞職を承認する（各通）
（北海道開発局次長）同　菊地　弘美
農林水産省に出向させる（以上七月十三日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、九月二日ベトナム国の国祭日につき、同月一日同国主席閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十一年九月三日

外務大臣　中曽根弘文

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十一年十月七日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏　　名　伊藤　敦彦
　生年月日　昭和三十三年三月二十三日
　旅券申請上の住所　東京都中央区日本橋箱崎町一六―一―五F
二、返納すべき旅券
　旅券番号　TZ〇四九五五一九
　発行年月日　平成十九年八月二十一日
　旅券名義人　伊藤　敦彦
三、返納すべき理由

当該旅券名義人は、平成二十一年四月三十日、岡崎簡易裁判所から、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十一年八月二十四日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

平成二十一年九月三日

外務大臣　中曽根弘文

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十一年十月七日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏　　名　田中　克欣
　生年月日　昭和四十五年一月六日
　旅券申請上の住所　神奈川県横浜市中区曙町四―五〇―二ライオンズM第三　四一〇号
二、返納すべき旅券
　旅券番号　TH二三九〇四八五
　発行年月日　平成十九年一月二十九日
　旅券名義人　田中　克欣
三、返納すべき理由

当該旅券名義人は、平成二十一年七月十三日、横浜地方裁判所から、覚せい剤取締法違反事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十一年八月十二日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成21年9月3日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成21年9月3日

国土交通大臣　金子　一義

記

改正された日本工業規格	
土質試験のための乱した土の試料調製方法	A1201
土粒子の密度試験方法	A1202
土の含水比試験方法	A1203
土の粒度試験方法	A1204
土の液性限界・塑性限界試験方法	A1205
土の収縮定数試験方法	A1209
突固めによる土の締固め試験方法	A1210
CBR試験方法	A1211
土の一軸圧縮試験方法	A1216
土の段階載荷による圧密試験方法	A1217
土の透水試験方法	A1218
土の細粒分含有率試験方法	A1223
砂の最小密度・最大密度試験方法	A1224
土の湿潤密度試験方法	A1225
土の強熱減量試験方法	A1226
土の定ひずみ速度載荷による圧密試験方法	A1227
締固めた土のコーン指数試験方法	A1228

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

千葉労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、千葉県最低賃金（昭和55年千葉労働基準局最低賃金公示第7号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成21年9月3日

千葉労働局長　千葉　秀木

第4号中「1時間723円」を「1時間728円」に改める。